

～こんな案件ありました～

## 「ゴミ箱に残された証拠」

民事事件：唯一の証拠がゴミ箱の中に！

<http://www.ne.jp/asahi/itane/law/>



弁護士 板根富規さん。ホームページは、「板根富規」と入力しても検索できます

弁護士の板根富規さんが扱った事件を紹介。

◇ 民事の世界では、「死人に口なし」といわれ、死者は裁判では不利な立場に置かれます。この事件は、ある男性Aさんの死後、元妻のXさんがAさんが残した莫大な財産を狙い、離婚が無効だと主張し、検事を被告として、離婚無効確認控訴を提起したものです。

Xさんの主張は「離婚届は自分がアメリカに滞在中に弟が勝手に書いたもので、承諾していないから無効だ」というものでした。アメリカに滞在中」という事実は、法務省の出国管理記録の取り寄せとパスポートの提出により崩れました。なんと、離婚届出がなされた3日前に、関西空港に帰国していたのです。

後は、Xさんが離婚を承諾していたことを示す証拠が必要に。そこでAさんの家族に依頼し、元妻Xさんから来た手紙はないか探してもらいました。すると、離婚して1年ほど後にAさん宛てに届いたネクタイと手紙が見つかりました。中身を確認せずゴミ箱に捨てられ、3年近くもそのままになっていたのです。

手紙の内容は、「自分は離婚されても仕方がない、悪い妻だった。許してほしい」という内容でした。この手紙が決め手となり、Xさんの請求は棄却。もし、ゴミ箱の手紙がゴミとして捨てられていたら、この裁判の結果は変わっていたかもしれません。

もっと詳しく聞きたい人は、[08222222345](tel:08222222345)板根富規法律事務所（中区十八丁堀7-10Hビル2階）へ。